

大分県報

平成三十年
第三〇一九号
九月十八日

(火曜日)

目次

告示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請(二件)……………	一
保安林の指定(三件)……………	二
森林病虫害等防除法第五条第二項の命令の内容となる事項……………	三
区画漁業の免許……………	四
道路区域の変更……………	四
道路の供用開始……………	七
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	七
公共測量の実施(三件)……………	七

告示

大分県告示第五百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成三十年九月十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 申請のあった年月日

平成三十年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 総合型地域スポーツクラブわっしょいUSAクラブ

三 代表者の氏名

西原 清

四 主たる事務所の所在地

宇佐市大字高森字鴨目千三百八十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、住民の誰もが気軽にスポーツや文化活動に楽しく参加できる環境をつくるとともに、青少年の健全育成や、地域住民の親睦を図り、住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

大分県告示第五百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年九月十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年九月五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Nネット・大分

三 代表者の氏名

是 永 迪 夫

四 主たる事務所の所在地

別府市大字鶴見四千二百四十五番地の百十三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して、地域の活性化のため、放送やICT技術を活用し、情報共有や情報発信のためのシステム構築や技術の指導・運営に関する事業を行い、医療・介護連携、多職種連携などによる安心・安全のまちづくりと地域経済の発展・活性化に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

名称の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県告示第五百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日
平成三十年九月六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 竹田まちなみ会

三 代表者の氏名
永井 剛

四 主たる事務所の所在地
竹田市大字飛田川千六百十八番地の六

五 定款に記載された目的
この法人は、竹田市及び直入郡久住町・荻町・直入町が推進する街なみ環境整備に協力し住民が誇りをもてる魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
目的の変更
事業の変更
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
解散に関する事項の変更
事務局に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年九月十八日

一 保安林の所在場所
杵築市大田俣水字トンバ四六五二番四

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所
杵築市山香町大字日指字柚ノ木四〇八九番五四

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市国東町横手字尻ノ田六五六二番、六五七〇番一、字米山六六二二番一、六六三六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は択伐による。

字尻ノ田六五六二番・六五七〇番一・字米山六六二二番一・六六三六番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百七十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同法第五条第二項の規定による特別伐倒駆除命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において森林若しくは樹木等を所有し、又は管理する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成三十年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

杵築市、国東市及び佐伯市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 期間

平成三十年十月十日から平成三十一年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1に定める区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、十五ミリメートル）以下になるように破砕を行うこと。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当

平成三十年九月十八日

大分県報（告示）

平成三十年九月十八日

大分県報(告示)

四

該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第五百七十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、平成三十年九月一日付
 けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

平成三十年九月十八日

大分県知事 廣瀬 貞

漁場計画の際の 公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び 氏名又は名称	免許の内容	制限又 は条件	存続期間
区第二〇九号	区第二〇九号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四〇二号	区第四〇二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四〇五号	区第四〇五号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四〇八号	区第四〇八号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第六一一号	区第六一一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第七〇一号	区第七〇一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第七一二号	区第七一二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第七一三号	区第七一三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第八一〇号	区第八一〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第八一一号	区第八一一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第八一二号	区第八一二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二〇三号	区第二〇三号	大分市府内町三丁目 五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 山本 勇 り。	平成三十年五月二 十五日付け大分県 告示第三百五十八 号(以下「告示」 という。)のとお り。	同上	平成三十 年九月一 日から平 成三十五 年八月三 十一日ま で
区第九一〇号	区第九一〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第九一一号	区第九一一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第九一二号	区第九一二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第九一三号	区第九一三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第一〇一〇号	区第一〇一〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第一〇一一号	区第一〇一一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第一〇一二号	区第一〇一二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第一〇一六号	区第一〇一六号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二七〇一号	区第二七〇一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二七一一号	区第二七一一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二七二二号	区第二七二二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二八二二号	区第二八二二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二五二〇号	区第二五二〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二七二二号	区第二七二二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二七二三号	区第二七二三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二七二四号	区第二七二四号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二八二〇号	区第二八二〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第三九二〇号	区第三九二〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第三九二一号	区第三九二一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四〇二〇号	区第四〇二〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四四二〇号	区第四四二〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二五三〇号	区第二五三〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二七三〇号	区第二七三〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二八三〇号	区第二八三〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右

大分県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年九月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

県道国東安岐線	国東市安岐町下原字正太郎二五四二番一地从先から 国東市安岐町塩屋字室二九三番五地先まで	前	四一・一メートル 九・〇	七八八・〇
		後	四一・一 九・六	七八八・〇

大分県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

大分県知事

広瀬貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道国東安岐線	国東市安岐町下原字ミナト二四七一番三地从先から	平三〇・九・一八
	国東市安岐町塩屋字川原一〇七番二地先まで	

大分県告示第五百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

平成三十年九月十八日

平成三十年九月十八日

大分県知事 広瀬貞

指定区域の名

所

在

地番

弥生野	佐伯市	大字	野添	二七三番の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、二七四番一、二七四番二、二七五番、二七七番一、二七七番二、二七八番、二八〇番一、二八一番、二八三番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）及び二八四番
弥生	小田	字		

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年九月十八日

大分県知事 広瀬貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

宇佐市安心院町釜ノ口

三 作業の期間

平成三十年六月二十二日から同年十一月二十六日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年九月十八日

大分県知事 広瀬貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

大分県報（告示・公告）

平成三十年九月十八日

大分県報（公告）

八

二 作業の地域

宇佐市安心院町大佛地内

三 作業の期間

平成三十年六月二十五日から同年九月二十五日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年九月十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

公共測量（用地測量）

二 作業の地域

玖珠郡玖珠町一部

三 作業の期間

平成三十年八月二日から同年十二月十四日まで